

# 平成 25 年度八戸市復興計画推進市民委員会意見への対応状況 (平成 26 年 4 月末現在)

## 1. 被災者の生活再建

市では平成 25 年度に八戸市復興計画推進市民委員会を 4 回開催し、委員の皆様から御意見をいただきました。

本資料は、「1. 被災者の生活再建」への御意見に対する平成 26 年 4 月末現在の市の対応状況についてとりまとめたものです。

なお、対応状況は、下記区分のとおりです。

### 【対応状況の区分】

- = 意見をふまえ対応に努めている
- = 意見を参考に検討段階
- × = 意見への対応が難しい

### 復興計画全体に関する総括意見

No.	意見の内容		[担当課]
	対応状況	対応内容	
1		<p>「被災者の生活再建」については、住宅再建に係る支援制度の周知など、極め細かな支援を継続・実施すること。</p> <p>【建築住宅課】 住宅再建に係る市の支援制度についての周知 ・市ホームページでの情報発信(随時) ・「広報はちのへ」への周知記事掲載(24 年 6 月、10 月、25 年 7 月、11 月、26 年 6 月) ・市内の被災者に対してダイレクトメール発送(24 年 11 月、25 年 10 月) ・制度説明会の開催(24 年 1 月、6 月、25 年 7 月) ・市内公共施設等へのポスター掲示(随時) ・報道機関による情報提供(随時) ・電話や訪問による制度案内 25 年 10 月に実施した住宅再建に係るアンケートの集計結果を踏まえ、必要に応じて電話や訪問により制度の案内を行いました。(随時)</p> <p>【政策推進課】 「住まいの復興給付金制度」(所管:復興庁)に係る周知等 ・制度説明会の開催(25 年 9 月) ・市ホームページでの情報発信(随時) ・「広報はちのへ」への周知記事掲載(26 年 3 月) ・申請書の窓口設置(政策推進課ほか 4 課に設置 / 26 年 4 月～)</p> <p>【健康増進課】 公営住宅・災害公営住宅入居世帯及び全壊・大規模半壊世帯を対象に家庭訪問を実施 ・H25.2～7(407 世帯全数の健康状況を把握) ・H25.8～H26.3(396 世帯全数の健康状況を把握) 被災者支援に係る庁内関係課(健康増進課ほか 7 課)で「東日本大震災被災者支援の情報交換会」を開催(25 年 8 月、26 年 2 月)</p>	<p>[建築住宅課] [政策推進課] [健康増進課]</p>

## 復興計画に掲げた4つの基本方向ごとの意見

### 1 「被災者の生活再建」に関する意見

No.	意見の内容		[担当課]
	対応状況	対応内容	
2		被災者の生活基盤となる住宅確保の支援については、市内4か所に災害公営住宅を62戸建設し、本年4月から入居が開始されたところであるが、今年度から新たに開始した被災者定着促進事業などの各種支援制度について、周知徹底を図っていく必要がある。	[建築住宅課]
		意見 1 で回答	
3		雇用対策の強化については、求職者の技能講習への助成は効果が限定的であることから、雇用者に対する助成を強化するとともに、柔軟に運用できる助成金制度を検討し、雇用の促進とミスマッチの解消に努めるとともに、若年者の就職後の状況や離職率を把握し、今後の雇用対策に生かしていく必要がある。	[雇用支援対策課]
		意見 8～11 で回答	
4		暮らしの安心確保については、引き続き、災害時要援護者への支援を継続し、市民の安全・安心な生活を確保していく必要がある。	[福祉政策課]
		意見 13 で回答	

## 個別の施策・事業に対する意見

### 1 「被災者の生活再建」

#### (1) 生活支援の充実

No.	意見の内容		[担当課]
	対応状況	対応内容	
5		窓口で支払う国民健康保険等の一部負担金の減免、徴収猶予に係る公的支援については、被災者が通常の生活に戻れるようになるまで支援を継続していただきたい。	[国保年金課]
		東日本大震災により被災した国民健康保険被保険者に係る医療機関窓口での一部負担金支払いについては、平成27年3月31日まで免除期間を延長することとしました。 また、後期高齢者医療制度の被保険者については、平成26年9月30日まで免除期間が延長となりました。(10月以降の取扱いについては、青森県後期高齢者広域連合から後日改めて示される予定です。)	

## (2) 住宅確保の支援

No.	意見の内容		[担当課]
	対応状況	対応内容	
6		<p>安全安心住宅リフォーム促進事業は、省エネルギー性能等の向上を目的とする工事を助成対象としているが、省エネルギー性能に係る定義をさらに明確化するとともに、併せて、他県では、遮熱塗法や断熱塗法などの各種省エネルギーリフォームを幅広く受け入れていることを踏まえ、制度の柔軟な運用を検討していただきたい。</p>	[建築住宅課]
		<p>省エネルギー性能のみならず、他の性能向上についても「住宅性能の適合基準を満たすリフォーム工事例」という資料を公開しました。塗装工事に関しては、省エネルギー性能の対象ではないが、性能向上以外のリフォーム工事として補助対象工事費に合算できることとしていました。</p> <p>他の性能向上についても、事業元の青森県に確認をとりながら対応しました。</p> <p>なお、本事業は、青森県の補助事業として実施しておりましたが、25年度で終了となりました。</p>	
7		<p>被災者定着促進事業など、被災者に対する住宅確保支援策を実施するに当たっては、被災された方々に情報が確実に行き届くよう、周知に十分配慮していただきたい。</p>	[建築住宅課]
		意見 1 で回答	

## (3) 雇用対策の強化

No.	意見の内容		[担当課]
	対応状況	対応内容	
8		<p>雇用対策の強化に当たっては、求職者の技能講習等に助成を行うだけでなく、求職増に結び付き、かつ、雇用者サイドのマインドに配慮した施策となるよう、これまでとは違った視点での企業向け助成を検討していただきたい。</p>	[雇用支援対策課]
		<p>当市の雇用者側に配慮した求職増に繋げる施策としては「雇用奨励金交付事業」がありますが、これは国・県事業と重複する部分もあるため、市としては追加の支援策として実施しております。</p> <p>この他につきましては、他市の状況や経済・雇用連絡協議会の意見を聞いておりますが、現在のところ新たな施策の実現までには至っておりません。</p>	
9		<p>各種助成金を使う際、適用要件が厳しく利用できないこともあるため、できる限り柔軟な制度運用をお願いしたい。</p>	[雇用支援対策課]
		<p>当市の助成金の申請をいただく場合は、全体の公平、公平性を確保し、かつ、利便性を高めるため、雇用状況を確認する書類や税金の納付状況がわかる書類など必要最低限の書類をご用意いただき、省力化については、これ以上省力できるものはないと考えており、御理解いただきたいと思っております。</p>	
10		<p>「求職は確かにあるが仕事がない」という、いわゆる雇用のミスマッチが起きていることを踏まえ、その解消に努力していただきたい。</p>	[雇用支援対策課]
		<p>関係機関と情報交換を行い、求職者にとって有益な就業先を探せる環境を提供できるよう、現在先進地調査中であります。</p> <p>また、新規高卒未就職者や若年離職者を対象として、若年者キャリアアップセミナーの開催や早期就職に資する訓練を、自ら選んで受講した対象者に助成金の支給を実施するなど、各種助成制度の充実を図り、ミスマッチの解消に努めてまいります。</p>	

No.	意見の内容		[担当課]
	対応状況	対応内容	
11		高卒者など、一度就職した若年労働者の何年か後の離職率を把握し、雇用対策に生かしていただきたい。	[雇用支援対策課]
		これまでは、八戸公共職業安定所の離職に関する資料が公表されておりましたが、平成 25 年度より公表が可能となりましたので、今後は、この資料により、若年者の状況を把握し、雇用対策に生かしてまいります。	

#### (4) 暮らしの安心確保

No.	意見の内容		[担当課]
	対応状況	対応内容	
12		市では地域団体と災害時要援護者の支援に関する協定を締結しているが、協定に基づく支援が効果的かつ実効性のあるものとして機能するよう、日頃から市の役割や地域との連携のあり方について検証・検討していただきたい。	[福祉政策課]
		災害対策基本法の改正に伴う事業の見直しの中で、町内会・自主防災会等と市の役割を検証し、地域の実情に合わせた適切な支援活動を行えるよう、協力体制の強化を図っていく予定です。	
13		災害時要援護者支援制度の運用に当たっては、市は、民生委員や地域の団体と相互に連携することは勿論必要であるが、行政として必要な支援等については確実に実施していただきたい。	[福祉政策課]
		災害時には、福祉避難所関連の取組みを通じて要援護者の支援にあたることとしておりますが、災害対策基本法の改正に伴う制度の見直しの中で、平常時の行政の役割についても検証し、必要な支援を実施していく予定です。	